

委員会決定（案）について

1. 政策評価関係

○個人情報保護委員会政策評価基本計画【P 1～】

○平成 27 年度個人情報保護委員会政策評価実施計画【P 5】

2. その他

○国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航承認取扱要領【P 6～】

○贈与等報告書の閲覧手続等について【P 9～】

個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）（案）

平成 26 年 3 月 18 日
特定個人情報保護委員会
平成 28 年 1 月 日改定
個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、個人情報保護委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

この計画の対象期間は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

第 2 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としている。

委員会の所掌事務について、次の目的を達成するために政策評価を実施するものとする。

(1) 国民に対する説明責任を果たすこと

政策評価に関する一連の情報の公表を通じ、委員会が実施する政策の目的、効果等を国民に示すことにより、委員会の活動の透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことにより、委員会の活動に対する国民の信頼の確保を目指す。

(2) 国民本位の効率的で質の高い行政の実現

政策評価の実施を通じて政策を不断に見直し、改善することによって、政策形成能力の向上を図り、国民が求める質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することを目指す。

2 政策評価の方式

委員会において実施する政策評価の方式は、実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。

※ 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

第3 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価は、評価対象とする政策の特性に応じ、次に掲げる観点を選択し、総合的に評価するものとする。また、国民の目から見て分かりやすい評価内容とすべき旨留意する。

1 必要性

- (1) 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当であるか。
- (2) 行政関与の在り方からみて、当該政策を委員会が担う必要があるか。

2 効率性

当該政策の実施により得られる効果が当該政策に基づく活動の費用等に見合っているか。

3 有効性

政策の実施により、見込まれる政策効果が得られるか、また、実際に得られているか。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性の観点を用いて適切に評価を行う。なお、行政事業レビュー等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じ、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、政策効果を定量的に把握することができる手法を可能な限り用いることとし、定量化が困難である場合又は政策評価の客観性の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に際しては、当該政策に基づく活動の実施過程において政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係

者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

(2) 評価対象

法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）第3条に該当する政策を対象とする。

(3) 規制影響分析（RIA）

規制の新設等による影響の評価（以下「規制影響分析（RIA）」という。）を行う場合は、その方式及び対象について、上記（1）及び（2）にかかわらず、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、個別の施策を所管する課等（以下「施策所管課等」という。）及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する委員会全体の調整を担当する部局をいう。以下同じ。）と協議の上、総務課が決定する。

(4) 実施の要領

事前評価（規制影響分析（RIA）を含む。）の対象となる政策については、施策所管課等及び調整部局と協議の上、総務課が決定する。施策所管課等は、予算要求や規則・制度の新設の前に評価を行う。

第6 事後評価の対象政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の目的

事後評価は、政策の決定後（又は実施後）において当該政策の効果を把握し、必要に応じ、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を収集することを目的として行うものとする。

(2) 事後評価の対象

本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単

位により行うこととする。

(3) 事後評価の方式

実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとする。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。

第9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表等に関する事項

政策評価に関する情報の公表は、原則として委員会のホームページにおいて、次に掲げる事項を掲載することにより行うこととする。

- ① 政策評価基本計画
- ② 政策評価実施計画
- ③ 評価書（政策評価の結果の政策への反映状況を含む。）
- ④ 評価書要旨

第10 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価に関する事務は、事務局総務課において総括するものとする。また、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。

第11 基本計画の見直し

本基本計画については、計画期間内においても適宜所要の見直しを行うものとする。

平成 27 年度個人情報保護委員会政策評価実施計画（案）

平成 27 年 3 月 27 日
特定個人情報保護委員会
平成 28 年 月 日改定
個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、平成 27 年度個人情報保護委員会政策評価実施計画を次のとおり定める。

第 1 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象とする政策及び事後評価の方法

- (1) 個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成 26 年 3 月 18 日決定。平成 28 年 月 日改定。）の対象とした政策のうち、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）
以下のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

政策	平成 27 年度施策名（評価実施単位）
個人情報の適正な 取扱いの確保	①特定個人情報の取扱いに関する監視・監督
	②特定個人情報保護評価制度の適切な運用
	③個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力
	④個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航承認取扱要領

平成28年〇月〇日
個人情報保護委員会決定

(趣旨)

- 1 個人情報保護委員会の委員長、委員及び職員（以下「職員等」という。）が国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航（以下「海外渡航」という。）の承認の取扱いは、この要領の定めるところによる。

(申請手続)

- 2 職員等は、海外渡航しようとするときは、あらかじめ海外渡航申請書を次の表に示す承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。

承認権者	申請者
委員会	委員長及び委員
委員長	省令職以上の職にある事務局の職員
事務局長	省令職未満の職にある事務局の職員

(国交未回復の国への渡航)

- 3 職員が国交未回復の国への渡航を希望する場合には、事務局長に対し関係書類を添えて事前に協議するものとする。

(課長相当職以上の職員にある者に対する渡航承認)

- 4 委員長は、課長相当職以上の職員に対して海外渡航を承認したときは、当該出発日の10日前までに承認書（添付書類を含む。）の写しを事務局長に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から適用する。

海外渡航承認申請書

平成 年 月 日

(承認権者) 殿

[申請者]

所属部課名

氏 名

印

下記により海外に渡航したいので、申請いたします。

記

1 渡航先

2 渡航目的

3 渡航期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までの 日間

4 国内連絡先

5 その他 (添付資料)

上記の海外渡航を承認する。

平成 年 月 日

(承認権者)

印

海外渡航申請書記入要領

- 「1 渡航先」 旅券法施行規則（平成元年 12 月 8 日外務省令第 11 号）別記第 4 号様式（公用旅券発給申請書）中の「渡航コード表」の例に準じて記入する。
- 「2 渡航目的」 「観光」「新婚旅行」「親類訪問」等渡航の目的を記入する。
- 「4 国内連絡先」 渡航期間中における国内の連絡先を記入する。
- 「5 その他」 内部部局の課長相当職以上の職員にあっては、旅行あっせん団体等名、同連絡先及び旅行日程を記載した書類を添付する。
(補佐相当職以下の職員については添付不要)。

- (注) 1 出発日から 2 週間前までに申請すること。
- 2 併任者については、原則として併任先の承認権者が承認するものとする。
- 3 申請内容に変更がある場合には、改めて申請書を提出すること。

個人情報保護委員会における贈与等報告書の閲覧手続等について

平成28年〇月〇日
個人情報保護委員会決定

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第9条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に規定するもののほか、以下により行うこととする。

（閲覧場所）

- 1 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧場所は、個人情報保護委員会（東京都港区赤坂一丁目九番十三号）とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

- 2 報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に規定する年末年始の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

（報告書の持出し禁止）

- 3 報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

（報告書の取扱い上の注意）

- 4 報告書は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。また、報告書のコピー及び写真撮影を行ってはならない。ただし、メモをとることは差し支えない。

（閲覧手続・方法）

- 5 閲覧者は、贈与等報告書閲覧者記録簿（別紙様式）に氏名、住所、電話番号及び閲覧を希望する報告書の対象期間を記入し、個人情報保護委員会事務局人事・給与担当から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、速やかに返却するものとする。

（違反時の閲覧中止）

- 6 個人情報保護委員会事務局長は、この定めに違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

別紙様式（贈与等報告書閲覧者記録簿）

受付年月日	閲覧者			閲覧を希望する対象期間
	氏名	住所	電話番号	
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分
平成 年 月 日				平成 年度第 / 四半期分 ～ 平成 年度 / 四半期分